

個別の入学資格審査

学校教育法施行規則第150条第7号により2018年度入試に出願する場合は、「個別の入学資格審査」を以下のとおり実施しますので、申請期間内に必要書類をすべて提出してください。

1. 対象者

学校教育法施行規則第150条第7号に該当する者で本学に入学の意思があり、2018年3月31日において18歳に達している者。

2. 申請期間

該当する入学試験出願開始日の1ヵ月前までに申請してください。

3. 申請方法

申請書類は郵送受付のみとします。その場合、必ず書留速達郵便とし、封筒表に「大学入学資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

4. 提出書類等

次の(1)～(5)を提出してください。

- (1) 大学入学資格審査申請書(本学所定様式)
- (2) 学習歴等の履歴書および志望理由書(本学所定様式)
- (3) 生年月日が確認できる証明書の写し(運転免許証・健康保険証・パスポート等)。ただし、調査書等で確認できる場合は不要です。
- (4) 出身教育施設の成績証明書(または調査書)および修了(卒業)証明書または修了(卒業)見込み証明書
- (5) 出身教育施設の学校案内および教育課程を証明できる資料(修業年限、開設科目、授業概要、授業時間数等学習内容のわかるもの)

※上記(1)、(2)は申請期間までに電話にて本学入試センターに請求してください。

6. 審査方法

提出された書類に基づき、申請者の学習歴について高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかを審査します

(出身教育施設の教育課程については、高等学校学習指導要領に定める卒業までに履修させる単位数等を参考として審査するものとします)。

※朝鮮高級学校の出身者については、これまでどおり本学への出願に関する当該申請は不要です。

7. 審査の結果

審査の結果は該当する入学試験出願開始日までに申請者に連絡します。

8. その他

個別の入学資格審査により認定された大学入学資格は、本学のみでの入学資格です。

本学所定様式の請求先、提出書類等の郵送先、お問合せ先

〒567-8578

大阪府茨木市宿久庄2-19-5 梅花女子大学 入試センター

TEL:072-643-6566(入試センター直通)